

第1章 総則

第1節 方針

関係機関：各課共通

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定により、垂井町防災会議が策定する計画であって、町及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、町の地域における震災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2 計画の性質

この計画は、災対法第42条の規定に基づき作成されている「垂井町地域防災計画」の「地震対策計画」として、東海地震、東南海地震、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災を中心とする海溝型地震や、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災、平成16年（2004年）の新潟中越地震、平成19年（2007年）の新潟中越沖地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。

この計画は、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものである。災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。

なお、この計画中、第5章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第6章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条の規定に基づく推進計画とする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般対策計画」の例によるものとする。

3 計画の構成

災対法第42条の規定に基づき、町の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災対策に万全を期するものである。

地震対策計画

第1章 総則

第2章 地震災害予防計画

第3章 地震災害応急対策

第4章 地震災害復旧計画

第5章 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第6章 南海トラフ地震に関する対策

第2節 → 用語

関係機関：各課共通

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 町本部とは、垂井町災害対策本部をいう。
- (2) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (3) 県支部とは、岐阜県災害対策本部西濃支部をいう。
- (4) 町計画とは、垂井町地域防災計画をいう。
- (5) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (6) 町本部長とは、垂井町災害対策本部長をいう。
- (7) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部西濃支部長をいう。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
町本部	垂井町（企画調整課）
町本部長	垂井町長
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
県本部	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部○○部○○班	岐阜県○○部○○課
県現地災害対策本部	岐阜県（防災課）
県支部	西濃振興局
県支部長	西濃振興局長
県支部○○班	垂井町を管轄する県出先機関

第3節 → 防災に関する組織

関係機関：各課共通

一般対策計画第1章第3節「防災に関する組織」を準用する。

第4節 → 住民等の基本的責務

関係機関：各課共通

一般対策計画第1章第4節「住民等の基本的責務」を準用する。

第5節 → 町の断層等の概要

関係機関：各課共通

1 町の地質

本町は、西には伊吹山、北には岩手峠から不破の滝を経て金生山に連なる池田山塊が、南西部には南宮山塊がある。これらの山地は主として、砂岩・泥岩・チャート・緑色岩からなり、一部石灰岩レンズを挟んでいる。この石灰岩中のフズリナ化石から、1970年代までは古生代石炭紀～ペルム紀の地層とされてきた。無化石とされていたチャートや硅質泥岩層の中から放散虫やコノドントという微化石が発見され、中生代ジュラ紀～白亜紀の地層であることがわかつてきた。

北部山地の大石の北山の沢、大滝の西谷の沢に小規模に石灰岩が異質岩片として露出し、その中にはペルム紀のフズリナ化石を含んでいる。

大滝の東谷には斜長斑岩がほぼ北から南にかけて約2キロメートルの距離にわたって貫入している。不破の滝はこの岩石にかかる滝である。大石の北方には玢岩（ひんがん）の岩脈が多い。また平尾の二号池付近には角せん花こう岩が露出している。

地質構造は、平尾北方の砂岩層を背斜軸に東西へ対称に同じ岩相が背斜構造をなしている。

南宮山塊は、塊状砂岩と粘板岩の互層からなる。砂岩は粗粒又は中粒である。この層からは、どこからも化石は発見されていないが、岩相だけからいようと池田山塊と同時代とすることができる。

2 活断層の概要

断層は従来地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考えであったが、近年、地震断層が発見されて、「最近の地質時代に活動した証拠があり、今後も繰り返し大地震を発生させる可能性があると判断される断層」つまり活断層が、地震発生と密接な関わりをもつていることが明らかになった。今日では、地震予知の点から活断層の存在は特に重要視されている。

岐阜県を中心とする中央日本の地域には、多数の活断層が分布していることが最近のプレートテクトニクスの研究によって明らかにされている。

本町南部には、A級断層である「関ヶ原断層」が関ヶ原町方向から伸びており、また、その東側には、B級活断層である「宮代断層」が存在する。

また、本町周辺には、A級断層である「養老—桑名—四日市断層帯」が確認されている。この断層は、本町から三重県桑名市を経て四日市市まで、ほぼ養老山地と濃尾平野の境界及び養老山地の南に続く丘陵地の東縁に沿って延びる長さ60キロメートルの断層帯で、宮代断層、養老・桑名断層及び四日市断層と、これらに付随する断層から構成され、断層の西側が東側に乗り上げる逆断層である。

この断層帯では、断層帯全体が一つの区間として活動し、将来マグニチュード8程度の地震が発生すると推定され、今後30年の間に地震が発生する可能性が、全国の主な活断層の中ではやや高いグループに属している。

第6節 ➤ 被害想定

関係機関：各課共通

1 東海地震・東南海地震による被害想定

(1) 調査内容

県では、海溝型地震である南海トラフ地震及び岐阜県に影響のある4つの内陸直下型地震（養老一桑名一四日市断層帯地震、阿寺断層系地震、跡津川断層地震、高山・大原断層帯地震）を対象に地震被害想定調査を実施した。

(2) 想定要件

ア 想定する地震

海溝型：南海トラフ巨大地震

内陸型：養老一桑名一四日市断層帯地震

阿寺断層系地震

跡津川断層地震

高山・大原断層帯地震

イ 地震発生時刻

(ア) 冬の午前5時

多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。

オフィスや繁華街周辺の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。

(イ) 夏の正午

オフィスや繁華街などに多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。

(ウ) 冬の午後6時

住宅などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。

オフィスや繁華街周辺及び駅に滞留者が多数存在する。

(3) 各想定地震による想定される震度の最大値

南海トラフ	養老-桑名-四日市断層	阿寺断層系	跡津川断層	高山・大原断層帯	最大値
6弱 (5.91)	7 (6.79)	5弱 (4.97)	5強 (5.17)	5弱 (4.97)	7

(4) 垂井町における各想定地震別被害想定

「平成23～24年度 南海トラフの巨大地震等被害想定調査 岐阜県」より

項目		南海トラフ	養老-桑名-四日市断層	阿寺断層系	跡津川断層	高山・大原断層帶
震度	最大	5.91	6.79	4.97	5.17	4.97
	最小	5.31	5.97	4.30	4.59	4.36
震度に対応する人口比 (%)		6弱 (100)	6強 (43)	5弱 (100)	5弱 (73)	5弱 (100)
			7 (57)		5強 (27)	
PL値	最大	46.96	57.95	5.60	6.98	6.97
	最小	2.50	2.95	0.00	0.00	0.00
PL値に対応する人口比 (%)	対象外	44	44	97	97	97
	0-5	40	29	2	0	0
	5-15	0	10	1	3	3
	15-	17	17	0	0	0
建物被害 (棟)	全壊	349	4,808	2	3	2
	半壊	1,163	4,082	14	57	12
人的被害 (午前5時) (人)	死者	4	274	0	0	0
	負傷者	175	1,616	0	0	0
	重症者	8	521	2	11	2
	要救出者	15	960	0	0	0
火災 (午後6時) (件)		1	87	0	0	0
避難者数 (人)		1,528	11,302	15	51	14
帰宅困難者 (人)		54				

(注) PL値とは、液状化危険度を示す値である。

(5) 想定結果からの課題

ア 震度予想

地震の中で最も大きな揺れが予想されるのは、本町の直下にある「養老-桑名-四日市断層帯地震」で、全町域で6強、一部で7が予想される（震度7の人口比は6割近い）。そのほかの直下型地震は、いずれも町域から離れていることから、5弱が想定されている。また、南海トラフ地震では6弱が想定されている。

イ 避難者数

建物被害による予想避難者数も、「養老-桑名-四日市断層帯地震」が11,302人と最も多く、次が「南海トラフ地震」で1,528人が想定されている。帰宅困難者は、「南海トラフ地震」だけ

が想定対象になっているが、54人が想定されている。

ウ 建物被害と火災

最も被害の大きな「養老－桑名－四日市断層帯地震」を例にとると、午後6時に地震が発生した場合の死者数274人、重症者1,616人、建物全壊4,808棟、焼失棟数87棟という結果が出されている。人的被害に比べ、焼失棟数が少なく全壊建物が多い。この結果から見て、死者や重傷者は、火災によるものではなく、建物の倒壊によるものであることが分かる。

したがって、建物の耐震化が急務であるとはいえ、さらに、不燃化、消防力の更なる整備、ライフライン施設の早期復旧体制の整備、自主防災体制の充実、そして何よりも住民一人ひとりの意識の高揚が重要といえる。

町も、本計画で記述しているように、建物の耐震化、道路緊急輸送体制の強化等のより一層の推進を図るものとする。

- (ア) 建設防災支援隊の設置
- (イ) 耐震化の促進
- (ウ) 道路緊急輸送体制の確立
- (エ) 地震予知観測体制
- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) 総合防災情報システムの構築

第2章 地震災害予防計画

第1節 → 自発的な防災活動の促進

第1項 → 防災思想・防災知識の普及

関係機関：各課共通

一般対策計画第2章第10節「防災思想・防災知識の普及」を準用する。

第1節 → 第2項 → 自主防災組織の育成と強化

関係機関：企画調整課 不破消防組合 消防団

一般対策計画第2章第12節「自主防災組織の育成と強化」を準用する。

第1節 → 第3項 → ボランティア対策

関係機関：企画調整課 健康福祉課

一般対策計画第2章第17節「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第1節 → 第4項 → 企業防災の促進

関係機関：企画調整課 産業課

一般対策計画第2章第26節「企業防災の促進」を準用する。

第2節 ➤ 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）

第1項 ➤ 防災体制の確立

関係機関：各課共通

前ぶれなく不意に発生し、被害が同時かつ広域的に多発する地震に対して、即座に対応し得る体制の構築を図る。

本町における防災組織は、次のとおりである。

1 町防災会議については一般対策計画第1章第3節「防災に関する組織」を準用する。

2 町本部

一般対策計画第1章第6節「災害対策本部の組織」及び、一般対策計画第3章第1節「町本部活動体制」を準用する。

3 自主防災組織

一般対策計画第2章第12節「自主防災組織の育成と強化」を準用する。

第2節 ➤ 第2項 ➤ 広域応援体制の整備

関係機関：企画調整課 不破消防組合

一般対策計画第2章第18節「広域応援体制の整備」を準用する。

第2節 ➤ 第3項 ➤ 防災通信設備等の整備

関係機関：企画調整課

一般対策計画第2章第14節「防災通信設備等の整備」を準用する。

第2節 ➤ 第4項 ➤ 医療救護体制の整備

関係機関：企画調整課 健康福祉課

一般対策計画第2章第19節「医療救護体制の整備」を準用する。

第2節 ➤ 第5項 ➤ 緊急輸送網の整備

関係機関：企画調整課 建設課

大規模震災時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多いため、災害応急対策を迅速に実施し、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行うルートの確保を図るものとする。

1 緊急輸送道路の指定

- (1) 緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。
- ア 第1次緊急輸送道路…県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
 - イ 第2次緊急輸送道路…第1次緊急輸送道路と※地域防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
 - ウ 第3次緊急輸送道路…第1次・第2次緊急輸送道路と※地区防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
- ※地域防災拠点
- ・市町村役場
 - ・県土木事務所
 - ・指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関
 - ・自衛隊の庁舎、事務所
 - ・緊急物資の備蓄地点
 - ・広域救護病院
 - ・一時集積配分拠点施設
 - ・その他知事が指定するもの
- ※地区防災拠点：次のうち知事が指定するもの
- ・広域避難地
 - ・臨時緊急ヘリポート
 - ・その他知事が指定するもの

- (2) 緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、河川敷道路、広域農道等を含め、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

2 町における措置

本町においては、名神高速道路及び国道21号が県により第一次緊急輸送道路に指定されている。
町においては、県の指定に合わせて県指定緊急輸送道路と接続し、町で定めた防災拠点のほか、避難所、医療施設等をネットワークできる形で、速やかに道路の啓開を図れるように業者との連携等、体制の整備に努める。

3 沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

第2節 第6項 防災訓練

関係機関：各課共通

一般対策計画第2章第11節「防災訓練」を準用する。

第2節 第7項 行政機関の業務継続体制の整備

関係機関：総務課 企画調整課

一般対策計画第2章第25節「行政機関の業務継続体制の整備」を準用する。

第3節 → 民生安定のための備え

第1項 避難対策

関係機関：各課共通

一般対策計画第2章第15節「避難対策」を準用する。

第3節 → 第2項 必需物資の確保対策

関係機関：企画調整課 建設課 上下水道課 産業課

一般対策計画第2章第13節「必需物資の確保対策」を準用する。

第3節 → 第3項 防疫対策

関係機関：企画調整課 住民課 上下水道課

一般対策計画第2章第20節「防疫対策」を準用する。

第3節 → 第4項 要配慮者・避難行動要支援者対策

関係機関：企画調整課 健康福祉課 不破消防組合 消防団

一般対策計画第2章第16節「要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第4節 地震に強いまちづくり

第1項 まちの不燃化・耐震化

関係機関：各課共通

「地震に強いまちづくり」を推進するためには、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要であり、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルに食い止められるよう対策に努めるものとする。

1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進

町及び公共施設管理者は、災害時に応急対策活動の拠点となる町有施設の耐震性を確保するため、次の施設の耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

応急対策活動拠点

●災害対策本部設置場所	→	役場庁舎
●一時集積配分拠点施設	→	資料編に掲載のとおり
●防災ヘリコプター緊急離着陸場	→	資料編に掲載のとおり
●避難所	→	資料編に掲載のとおり

- 資料編
- ・一時集積配分拠点施設一覧
 - ・防災ヘリコプター緊急離着陸場一覧
 - ・指定避難所・指定緊急避難場所一覧

2 建築物の防災対策

(1) 一般建築物の耐震性強化

町及び県は建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図るものとする。

ア 耐震化に関する住民相談の実施

耐震化に関する住民相談の実施耐震相談窓口を開設し、住民からの建築物の耐震化に関する相談に応じるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発に努める。

イ 耐震性に関する知識の普及

耐震工法、耐震補強などについての資料配布、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努める。

ウ 耐震化についての啓発強化

木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性と、具体的な耐震方法の啓発に努める。

エ 建築士会等の協力

建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

(2) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

町及び県は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努めるものとする。

ア 危険度判定活動の普及啓発

町は、県と協力し判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行うものとする。

イ その他の安全対策

町、県及び施設管理者は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずるものとする。

(3) 建築物の不燃化の促進

ア 防火・準防火地域の指定

町及び県は、建築物が密集し、地震による火災により多くの被害を生じるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進するものとする。

防火地域の指定

原則として

- ① 容積率600パーセント以上の商業地域
- ② 容積率300パーセント以上の区域で都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域
 - ・集団的地域としての「建築物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」
 - ・路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等

準防火地域の指定

原則として

- ① 用途地域のうち容積率200パーセント以上の区域
- ② 建築物が密集し、又は用途が混在し火災の危険が予想される地区等

(4) 道路、河川施設等の防災対策

ア 道路・橋梁等の整備

道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の整備を推進するものとする。

(ア) 災害に強い道路ネットワークの整備

大規模地震発生時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動の実施に必要な要員、物資等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルート確保が可能となるよう必要な道路整備を推進するものとす

る。

(イ) 道路橋等の耐震性の向上

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図るものとする。

既設橋梁については、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備するものとする。

イ 河川等の整備

河川管理者は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進するものとする。

(ア) 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。また、高水敷を利用した緊急河川敷通路の検討・整備を図るものとする。

(イ) 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図るものとする。

3 防災空間の確保

(1) 都市公園等の整備

町及び県は、都市公園等の計画的な整備・拡大を図り、延焼防止又は避難場所として防災効果を発揮する防災空間の確保に努めるものとする。

4 市街地の防災対策

(1) 市街地再開発の推進

町及び県は、低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地について、市街地再開発事業等を推進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるものとする。

(2) 住環境整備事業の推進

町及び県は、市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図るものとする。

(3) 土地区画整理事業

町及び県は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりの促進に努めるものとする。

第4節 → 第2項 火災予防対策

関係機関：企画調整課 不破消防組合 消防団

大規模地震災害が発生した場合、大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混亂等予期せぬ事態も踏まえ、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する。

1 火災予防の指導強化

(1) 住民に対する指導

町及び不破消防組合は、住民の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震時における火災防止思想の普及を図るため次の指導を行う。

ア 火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。

イ 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器・消火用水の準備とその使用方法を指導する。

ウ 火災予防条例の周知・徹底に努める。

(2) 防火対象物の管理者に対する指導

不破消防組合は、防火対象物の関係者に対し、次の指導等を行う。

ア 防火対象物及び消防設備の耐震性の確保を指導する。

イ 消防法（昭和23年法律第186号）に規定する防火対象物について防火管理者を選任させ、地震対策を含めた消防計画の作成を指導する。また、消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導する。

ウ 火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。

エ 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法を指導する。

オ 防火対象物の予防査察を計画的に実施し、消防対象物の状況を把握するとともに火災発生危険の排除に努め、火災予防対策の万全な指導を行う。

カ 防火対象物の状況を把握し、地震時に火災発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し万全を期するよう指導する。

キ 消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築又は増築の段階での火災予防の徹底を図る。

(3) 初期消火体制の確立

町及び不破消防組合は、各家庭等で消火しきれない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう指導するものとする。

2 消防力の整備強化

一般対策計画第2章第7節「火災予防対策」を準用する。

第4節 第3項 危険物等保安対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 建設課 不破消防組合 消防団

一般対策計画第4章第4節「危険物等保安対策」を準用する。

第4節 第4項 災害危険区域の防災事業の推進

関係機関：企画調整課 建設課 産業課 消防団

一般対策計画第2章第2節「町保全施設整備」を準用する。

第4節 第5項 観光施設等予防対策

関係機関：企画調整課 産業課 教育委員会

一般対策計画第2章第8節「観光施設等予防対策」を準用する。

第4節 第6項 ライフライン施設対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 住民課 上下水道課 教育委員会

一般対策計画第2章第24節「ライフライン施設対策」を準用する。

第3章 地震災害応急対策

第1節 应急体制

第1項 防災活動体制の整備計画

関係機関：各課共通

1 計画の方針

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他特に配慮を要するものなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般対策計画第3章第1節第1項「災害対策本部運用計画」を準用する。

2 町の体制（動員基準）

町の地域内に地震が発生した場合、発生した地震の震度により次の配備体制をとるものとする。

体制	基 準	配 備 対 応 課	摘 要
地 震 被 害 情 報 収 集 体 制	1 岐阜地方気象台が、震度3の地震の発生を発表したとき。 2 岐阜県震度情報ネットワークシステム（以下「システム」という。）で震度3の地震の発生を感じたとき。	企画調整課生活安全係	各種情報の収集及び連絡活動を行う。
	1 岐阜地方気象台が、震度4の地震の発生を発表したとき。 2 システムで震度4の地震の発生を感じたとき。 3 上記1及び2に関わらず、町内で震度4程度の揺れを感じたとき。	企画調整課	各種情報の収集及び連絡活動を行う。 ※その他の職員は、自宅待機とし、必要の際は上司の指示により登庁する。

地震対策計画（第3章 第1節 第1項）

地震被害情報収集体制	垂井町災害警戒本部体制	本部長：副町長 副本部長：企画調整課長 企画調整課 建設課 産業課 総務課係長以上 上下水道課係長以上 健康福祉課係長以上 税務課係長以上 消防団員 ※消防団員である職員は、上司から登庁指示があった場合は、直ちに登庁すること。	《企画調整課》 各種情報の収集及び連絡活動を行う。 《建設課・産業課》 道路・河川・ため池などの状況確認を行う。 (あらかじめ巡視する箇所を決めておき、班編成で行うこと。) 《総務課》 職員との連絡調整を行う。 《上下水道課》 関係施設の状況確認を行う。 《健康福祉課》 要配慮者の安全確保を行う。 避難者のための、避難所を開設する準備体制をとる。 《税務課》 住家の被害状況の確認を行う。 《消防団》 各地区の状況確認を行う。 ※その他の職員は、自宅待機とし、必要な際は上司の指示により登庁する。
	垂井町災害対策本部体制	すべての課 すべての消防団員 ※消防団員である職員は、上司から登庁指示があった場合は、直ちに登庁すること。	町本部設置
	1 岐阜地方気象台が、震度5弱の地震の発生を発表したとき。 2 システムで震度5弱の地震の発生を感知したとき。 3 上記1及び2に関わらず、町内で震度5弱程度の強い揺れを感じたとき。		
その他	町長は、災害の状況その他により上記に定める体制により難いと認めるときは、特定の課に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示するものとする。		

3 災害警戒本部

(1) 設置

上記のとおり、震度5弱の地震が発生した場合は、災害警戒本部が自動設置される。被害調査の結果、災害救助法が適用される災害に至った場合は、災害対策本部に移行する。その際は、事務の継続性を十分に考慮する。

第1節 第2項 職員動員計画

関係機関：各課共通

1 計画の方針

災害応急活動に関し、所要の人員を確保するため次により動員を行う。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般対策計画第3章第1節第2項「災害対策要員の確保」を準用する。

2 職員の動員体制

第一体制、第二体制、第三体制要員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した場合、直ちに準備若しくは警戒体制につく。

なお、必要により町長（又は代理者）が行う配備要員の伝達は、一般対策計画に定める系統による。

3 初動体制

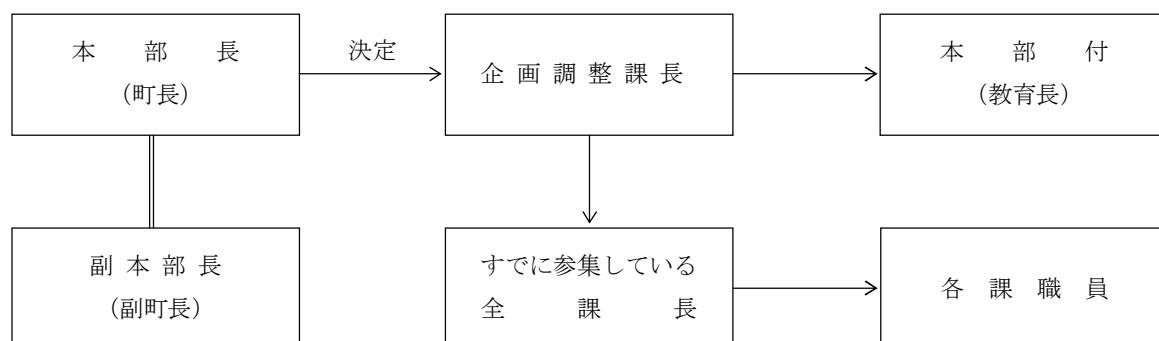
（1）勤務時間外に震度4又は5弱の地震が発生した場合の初動体制

地震が発生した場合の動員は、原則として本章第1節1項「防災活動体制の整備計画」の「2町の体制（動員基準）」を準用する。

震度5弱までの初動体制は、主に被害調査を行うものとする。

ただし、震度5弱の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた人員は動員の命令を待たずして自主的に参集し、災害警戒本部を設置して被害情報の収集、調査を行う。被害甚大で、災害救助法が適用される程度の被害が発生した場合は、速やかに災害対策本部に移行する。

災害対策本部に移行した場合の動員伝達方法は、次のとおりとする。



(2) 勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合の初動体制

勤務時間外において震度5強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、全職員は自主的に参集するものとする。

時系列的 事 項	実 施 内 容
1 参集準備	直ちに参集の準備に取りかかるものとする。
2 人命救助	職員は、近隣の被災状況を把握し、必要により人命救助を行い、その後町本部に参集する。
3 参 集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、役場庁舎に参集する。 (2) 災害により、町本部に参集できない職員は、最寄りの避難所等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 被害状況の収集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を各部長に報告する。 (2) 各部長（又は代理者）は、被害状況を町本部長（又は代理者）に集約する。
6 緊急初動特別班の編成	職員の参集率が低い又は低いと予想される場合は、必要により先着した職員により緊急初動特別班を編成（注①）し、順次初動に必要な業務（注②）に当たる。
7 緊急初動体制の解除	各灾害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制（緊急初動特別班体制）を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

注① 緊急初動特別班の編成は、職員の参集率が低く各対策部で十分な人員を確保できないとき、又は地震の規模から確保できないと予想されるときは、各対策部の事務分掌に関わらず、順次参集した職員から編成する。

注② 緊急初動特別班は、主に初動時に必要な次の業務を実施する。

(1) 被害状況収集、広報関係

- ア 町防災行政無線、広報車、電子メールによる住民への呼びかけ
- イ 県、不破消防組合、警察等関係機関との連絡
- ウ 消防団、自治会、まちづくり協議会、自主防災組織との連絡
- エ 被害調査班の編成
- オ 問い合わせ電話への対応

地震対策計画（第3章 第1節 第2項）

(2) 災害対策本部の設置

- ア 本部室の設置と関係機関への周知
- イ 必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ等）の準備
- ウ 本部員会議に関する準備、連絡
- エ 広域応援要請の検討、決定

(3) 避難所及び救護所の設置

- ア 住民の避難状況の確認
- イ 避難所の開設
- ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請

(4) 食料、物資の放出及び調達

- ア 備蓄物資の放出
- イ 関係団体、業者への調達手配
- ウ 他市町村、県への応援要請

(5) 水道、トイレ対策

- ア 水道の被害状況調査
- イ 水道の応急復旧
- ウ 被災者への給水
- エ 仮設トイレの確保、設置

第2節 災害労務対策

第1項 技術者等の強制従事に関する計画

関係機関：総務課 企画調整課 不破消防組合 消防団

一般対策計画第3章第2節第2項「技術者等の強制従事に関する計画」を準用する。

第2節 第2項 自衛隊災害派遣要請

関係機関：企画調整課

一般対策計画第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第2節 第3項 防災機関協力計画

関係機関：企画調整課 不破消防組合

一般対策計画第3章第2節第1項「防災機関協力計画」を準用する。

第3節 災害情報計画

第1項 地震災害情報の収集・伝達

関係機関：各課共通

1 計画の方針

地震発生直後における初動体制の確立、迅速な応急対策活動の実施のために、関係機関との連絡や情報収集を図り、職員、住民等へ確実な情報の提供を実施する。

2 地震情報の受理伝達

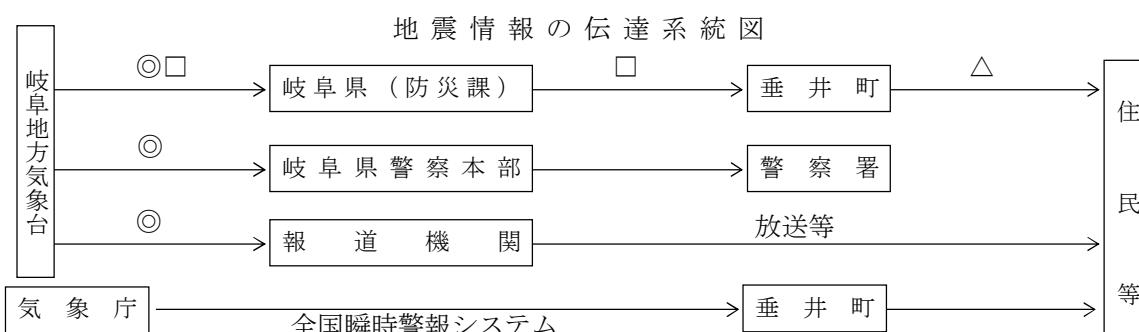
(1) 岐阜地方気象台の発表する地震情報等

地震情報の種類	内容
地震速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を含めて発表。

※垂井町は「岐阜県美濃中西部」に属する。

(2) 地震情報等の受理伝達

町は、県を通して伝達される地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行う。

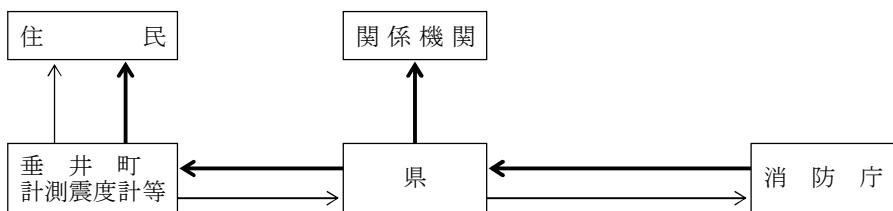


気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し関係機関への提供に努める。町は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、町防災行政無線等により住民等への提供に努めるものとする。

凡例

- ：地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統
- ◎：防災情報提供システム
- ：岐阜県防災行政無線
- △：垂井町防災行政無線

震度情報の伝達系統図



応急活動例

- | | | |
|----------------|---------------------|-----------------|
| ・被害推定 | ・市町村別被害推定 | ・団体別被害推定 |
| ・職員非常参集 | ・職員非常参集 | ・職員非常参集 |
| ・警戒出動 | ・県下関係機関への情報伝達 | ・近隣県への応援準備指示 |
| ・地域住民への広報 | ・被害現場への職員派遣検討 | ・内閣府等関係機関への情報伝達 |
| ・応援要請等の対応方針の検討 | ・県内応援体制の検討 | ・被災現場への職員派遣検討 |
| | ・県外応援要請、自衛隊への応援要請検討 | ・近隣都道府県の震度情報伝達 |
| | ・報道機関を通じて県民への情報提供 | |

凡例

← 県、消防庁に集まつた震度情報の流れ
 ← 町で計測した震度情報の流れ

3 関係機関からの情報収集

町本部は、防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

関係機関との連絡方法

町 <→ 県	県防災行政無線、電話、インターネット
町 <→ 垂井警察署	県防災相互信用無線、電話
町 <→ 不破消防組合	県防災行政無線、町防災行政無線（同報系・移動系）、電話、電子メール
町 <→ 垂井町消防団	町防災行政無線（同報系・移動系）、電話、広報車、電子メール
町 → 住民	町防災行政無線（同報系）、電話、広報車、電子メール
町 <→ 公共機関	電話（ホットライン）

4 被害情報等の収集、連絡

(1) 被害規模早期把握のための活動

町本部は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

- ア 災害発生直後においては、力に定める事項の被害調査を行い、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。
- イ 参集途上にある職員に、チェックポイントを記載した経路の地図を携行させ、途中の被害状況等の情報収集を行わせる。

地震対策計画（第3章 第3節 第1項）

- ウ 自主防災組織、自治会、まちづくり協議会、警察活動協力員及び垂井郵便局等から情報を収集する。
- エ 被害が甚大な場合にあっては、調査班を編成し現地に派遣する。
- オ 甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。
- カ 災害発生直後において収集すべき被害情報

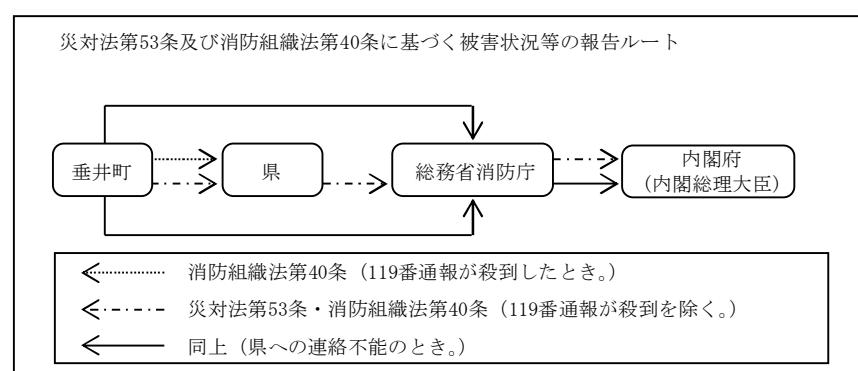
1	土砂災害の発生状況	6	住民の動向
2	人命危険の有無及び人的被害の発生状況	7	道路及び交通機関の被害状況
3	家屋等建物の倒壊状況	8	電気、上下水道、電話等ライフラインの被害状況
4	火災等の二次災害の発生状況及び危険性	9	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項
5	避難の必要の有無及び避難の状況		

(2) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

ア 町本部は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。県への連絡は衛星電話など、あらゆる手段を講じて行う。しかしながら、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接消防庁へ連絡するものとする。

さらに、119番通報が殺到する状況については、町本部は県に報告する。

イ 消防庁の定める「直接即報基準」に該当する火災・災害等（震度5弱以上の地震は被害の有無を問わない）を覚知したときには、町長は第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合には、町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。



(3) 第2次段階において収集すべき被害情報

町本部は、(1)の力に定める情報により被害の規模を推定した後、さらに次の調査を行い、的確な応急対策の実施を図るものとする。

1	被害状況	6	電気、上下水道、電話等ライフラインの復旧状況
2	避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況	7	医療機関の開設状況
3	避難所の設備状況	8	救護所の設置及び活動状況
4	避難生活の状況	9	傷病者の収容状況
5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況	10	道路及び交通機関の復旧状況

(4) 被害調査の報告及び追加措置

(1)の力及び(3)により収集された情報は、各調査項目ごとに担当課がとりまとめ、県に報告を行う。

なお、被害調査員のみでは調査が不足の場合又はさらに詳細な調査が必要な場合は、各部により調査班を編成し、一般対策計画第3章第4節第2項「災害情報の収集・伝達」に定める区分により被害調査を行う。

(5) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、町本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

5 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線クラブ等通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

第3節 → 第2項 通信の確保

関係機関：企画調整課 消防団

一般対策計画第3章第3節第3項「通信の確保」を準用する。

第3節 → 第3項 災害広報

関係機関：企画調整課

一般対策計画第3章第4節第3項「災害広報」を準用する。

第4節 緊急活動**第1項 避難対策**

関係機関：各課共通

一般対策計画第3章第6節第2項「避難対策」を準用する。

第4節 第2項 消防・救急・救助活動

関係機関：企画調整課 不破消防組合 消防団

一般対策計画第3章第5節第3項「消防・救急・救助活動」を準用する。

第4節 第3項 水防計画

関係機関：各課共通

一般対策計画第3章第5節第2項「水防計画」を準用する。

第4節 第4項 道路交通対策

関係機関：企画調整課 建設課 産業課

一般対策計画第3章第3節第1項「道路交通対策」を準用する。

第4節 第5項 輸送手段の確保

関係機関：総務課 企画調整課 建設課

一般対策計画第3章第3節第2項「輸送手段の確保」を準用する。

第4節 第6項 医療・救護活動

関係機関：企画調整課 健康福祉課

一般対策計画第3章第6節第7項「医療・救護活動」を準用する。

第4節 第7項 ライフライン施設の応急対策

関係機関：企画調整課 上下水道課

一般対策計画第3章第8節「ライフゲイン施設の応急対策」を準用する。

第5節 → 公共施設の応急対策

関係機関：各課共通

一般対策計画第3章第7節「公共施設の応急対策」を準用する。

第6節 → 民生安定のための備え

第1項 災害救助法の適用

関係機関：企画調整課 健康福祉課 住民課 建設課 上下水道課 教育委員会

一般対策計画第3章第6節第1項「応急救助の手続き等」を準用する。

第6節 → 第2項 給水活動

関係機関：企画調整課 健康福祉課 上下水道課

一般対策計画第3章第6節第4項「給水活動」を準用する。

第6節 → 第3項 食料供給活動

関係機関：企画調整課 健康福祉課 産業課 教育委員会

一般対策計画第3章第6節第3項「食料供給活動」を準用する。

第6節 → 第4項 生活必需品供給活動

関係機関：企画調整課 健康福祉課 産業課

一般対策計画第3章第6節第5項「生活必需品供給活動」を準用する。

第6節 → 第5項 遺体の搜索・取り扱い・埋葬

関係機関：企画調整課 健康福祉課 住民課 消防団

一般対策計画第3章第6節第11項「遺体の搜索・取り扱い・埋葬」を準用する。

第6節 → 第6項 防疫活動

関係機関：健康福祉課 住民課 上下水道課

一般対策計画第3章第6節第12項「防疫活動」を準用する。

第6節 → 第7項 清掃計画

関係機関：住民課 産業課

一般対策計画第3章第6節第14項「清掃計画」を準用する。

第6節 → 第8項 愛玩動物等の救援

関係機関：住民課

一般対策計画第3章第6節第15項「愛玩動物等の救援」を準用する。

第6節 → 第9項 保健活動・精神保健

関係機関：健康福祉課

一般対策計画第3章第6節第13項「保健活動・精神保健」を準用する。

第6節 → 第10項 建築物・宅地の危険度判定

関係機関：建設課

1 計画の方針

地震発生後、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図るため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

2 制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次被害に対する危険度の判定・表示等を行い住民へ情報提供する。

3 町の責務

町は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部

を設置し、判定活動に必要な措置を講じるものとする。併せて、罹災者等への周知、状況に応じて県への判定士派遣等の支援要請を行うものとする。

第6節 → 第11項 応急住宅対策

関係機関：企画調整課 健康福祉課 住民課 建設課

一般対策計画第3章第6節第6項「応急住宅対策」を準用する。

第6節 → 第12項 災害援護資金等貸与計画

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課

一般対策計画第3章第6節第10項「災害援護資金等貸与計画」を準用する。

第6節 → 第13項 要配慮者・避難行動要支援者対策

関係機関：企画調整課 健康福祉課 不破消防組合 消防団

一般対策計画第3章第6節第17項「要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第6節 → 第14項 ボランティア対策

関係機関：企画調整課 健康福祉課 社会福祉協議会

一般対策計画第3章第2節第3項「ボランティア対策」を準用する。

第6節 → 第15項 帰宅困難者対策

関係機関：企画調整課 健康福祉課 産業課

一般対策計画第3章第6節第18項「帰宅困難者対策」を準用する。

第7節 → 文教災害対策

関係機関：教育委員会

一般対策計画第3章第6節第9項「文教災害対策」を準用する。

第4章 地震災害復旧計画

第1節 変更・復興体制の整備

1 基本方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町、県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、町、県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行うものとする。

(2) 復旧・復興計画の策定

町及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成するものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

3 人的資源等の確保

町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

4 その他

町及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

第2節 → 公共施設災害復旧事業

一般対策計画第5章第2節「公共施設災害復旧事業」を準用する。

第3節 → 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

一般対策計画第5章第3節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成」を準用する。

第4節 → 被災者の生活確保

一般対策計画第5章第4節「被災者の生活確保」を準用する。

第5節 → 被災中小企業の振興

一般対策計画第5章第5節「被災中小企業の振興」を準用する。

第6節 → 農林業関係者への融資

一般対策計画第5章第6節「農林業関係者への融資」を準用する。

第5章 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1節 総 則

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

第1節 第1項 東海地震に関する事前対策の目的

1 目的

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）が制定され、同年12月14日に施行された。この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測態勢の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域（6県（神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知）170市町村（当時））が「強化地域」として指定された。

また、平成14年4月24日に強化地域の見直しが行われ、概ね震度6弱以上と予想される地域（8都県（東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）263市町村）が指定された。

岐阜県では、中津川市のみが強化地域として指定されており、垂井町は指定されていない。

しかし、本町においても、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念されるところである。

このため、町は、東海地震の発生に伴う災害の発生の防止又は軽減するために実施する措置について定めるものとし、東海地震に関する調査情報（臨時）が発表されたときから、警戒宣言が発せられるまで、又は大規模な地震に直結しないと判定されるまでの間において実施する準備措置についても併せて定めるものとする。

2 基本的な考え方

- (1) 本計画は、警戒宣言を発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報の発表の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間において混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- (2) 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、第2章及び第3章で対処する。

- (3) 本町の地域は、強化地域ではないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対処するものとする。
- (4) 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意し、今後、本計画の実施に当たり、十分配慮するものとする。
- ア 警戒宣言が発せられた日又は翌日以降の対応措置は、特に区別しないことを原則として、学校対策等区分が必要な対策については、個別に対応をとるものとする。
- イ 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があることから、対策の優先度を配慮する。
- ウ 本町及び防災関係機関、近隣市町等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力対策
対策計画

第1章

第2章

第3章

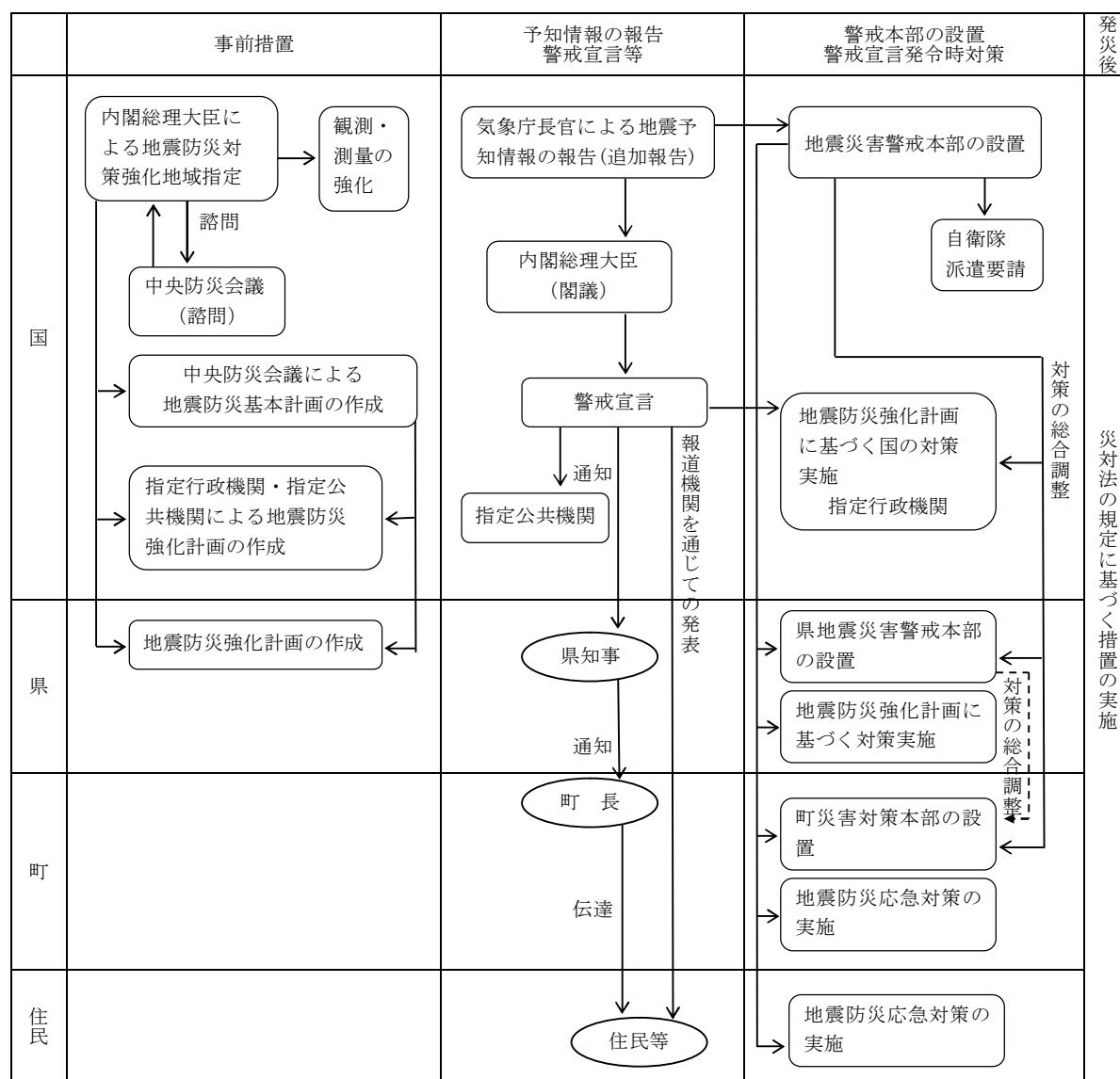
第4章

第1節 → 第2項 東海地震に関する情報体系

1 東海地震に関する情報

東海地震に関する情報は、観測データ異常の程度にあわせて、次のとおり発表される。

情報種別	発表基準
東海地震に関する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
東海地震に関する調査情報（定例）	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合



第1節 → 第3項 注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

町、防災関係機関等は、警戒宣言発令前において、注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策（以下「警戒宣言前からの準備的行動」）を実施するものとする。

第2節 災害対策本部の設置等及び職員の動員配置

警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するための体制を強化する。また、警戒宣言前の注意情報発表時においても、準備的行動を実施するための体制をとることとする。

第2節 第1項 災害対策本部の設置等

1 町本部の体制

注意情報、警戒宣言がそれぞれ発表、発令されたときの体制等は、次によるものとする。

体制	基 準	配 備 対 応 課	摘 要
準備体制	観測情報が発表されたとき。	企画調整課	各防災関係機関から情報を収集し、続報を見逃さない体制を敷く。
警戒体制	垂井町災害警戒本部体制 注意情報が発表されたとき。	本部長、副本部長、本部付部長、副部長 本部連絡員、班長 消防団役員 ※ 消防団員である職員は、上司から登庁指示があった場合は、直ちに登庁すること。	警戒宣言前からの準備的行動を実施するため、警戒本部を設置する。 ※その他の職員は、自宅待機とし、必要な際は上司の指示により登庁する。
非常体制	垂井町災害対策本部体制 予知情報が発表され、警戒宣言が発令されたとき。	本部長、副本部長、本部付部長、副部長 本部連絡員、班長 各班の必要な要員 すべての消防団員 ※ 消防団員である職員は、上司から登庁指示があった場合は、直ちに登庁すること。	町本部設置 ※その他の職員は、自宅待機とし、必要な際は上司の指示により登庁する。
その他		町長は、災害の状況その他により上記に定める体制により難いと認めるときは、特定の課に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示するものとする。	

2 防災上重要な施設の管理者

(1) 注意情報発表時

防災上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報発表の報道に接した場合は、実情に応じた準備活動を実施する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防災活動を実施するものとする。

3 住民の自主防災組織

(1) 注意情報発表時

住民の自主防災組織は、注意情報が発表された場合、注意情報発表の住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施するものとする。

(2) 警戒宣言発令時

住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動するものとする。

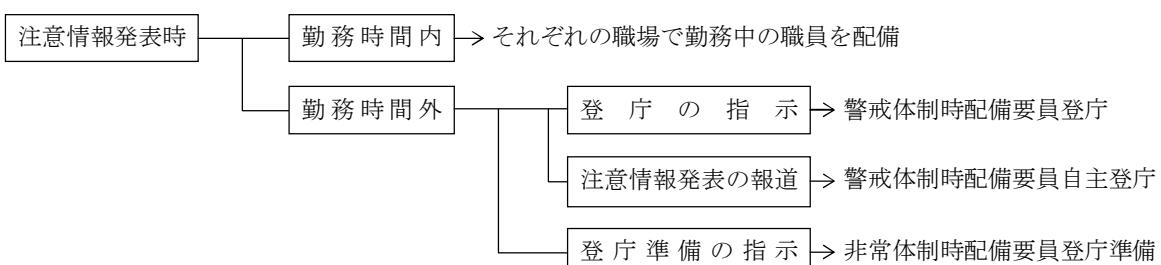
第2節 → 第2項 職員の動員体制

警戒宣言が発せられてから、大規模な地震が発生するまでは、注意情報が発表された場合を含めても、比較的短時間と考えられ、この間に事前対策の実施及び応急対策を迅速かつ的確に実施するための体制を確立するため、職員の動員配備を行い、対応体制を強化するものとする。

1 注意情報発表時

注意情報が発表された場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するものとするが、勤務時間外においては、地震対策計画第3章第1節第1項「防災活動体制の整備計画」で定める準備体制をとるものとし、一般対策計画第3章第1節第2項「災害対策要員の確保」に定める情報伝達経路により、非常配備につく者に対し、登庁準備を指示するものとする。

なお、あらかじめ配備要員に指定された者は、注意情報が発表された場合は、地震対策計画第3章第1節第2項「職員動員計画」に定めるとおり、登庁の指示を待つことなく自主的に登庁するものとする。



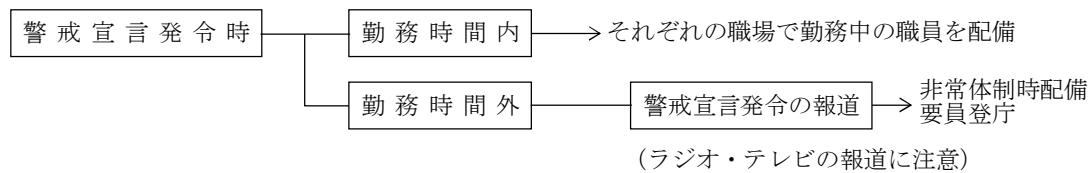
(ラジオ・テレビの報道に注意)

2 警戒宣言時

警戒宣言が発せられた場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するものとするが、勤務時間外においては、「1 注意情報発表時」で登庁準備の指示を受けた者（非

地震対策計画（第5章 第2節 第2項）

常体制配備要員）は、ラジオ、テレビの報道に注意し、警戒宣言が発令された場合、直ちに登庁するものとする。



第3節 → 注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策

町は、警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施するものとする。

さらに、注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言前からの準備的行動を実施するものとするものとする。

第3節 → 第1項 防災関係機関等協力体制

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

1 警戒宣言後の緊急輸送の実施

警戒宣言発令後における緊急輸送の実施の具体的調整は、町本部が県警戒本部と連携のうえ、行うものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

町は、広域応援部隊の派遣及び受授準備を行うとともに、県内市町村の体制を確認するものとする。

第3節 → 第2項 警戒宣言・東海地震予知情報等の伝達

東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施するため、町本部等は、正確かつ迅速な東海地震予知情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、また防災活動状況等の総合的把握を行い、情報の収集及び伝達に万全を期するものとする。

1 伝達する情報

「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震に関する調査情報（臨時及び定例）」
(以下「東海地震に関する情報」という。)

2 伝達経路

東海地震予知情報等の伝達経路は、次のとおりであるが、垂井町に伝達されてからの町内における経路は、一般対策計画第3章第1節第2項「災害対策要員の確保」に定める経路により伝達するものとする。

(1) 伝達主体

ア 町は、東海地震予知情報等が発表された場合、その内容を町防災行政無線、サイレン、広報車、電子メール等、あらゆる手段により住民に伝達する。この場合、東海地震に関する情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示すものとする。

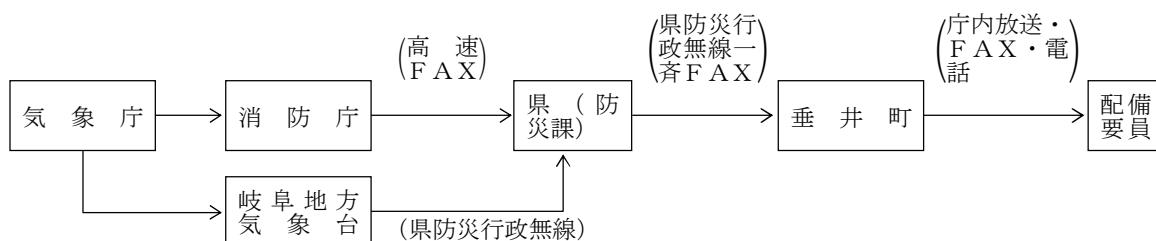
イ 町は、東海地震予知情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい

地震対策計画（第5章 第3節 第2項）

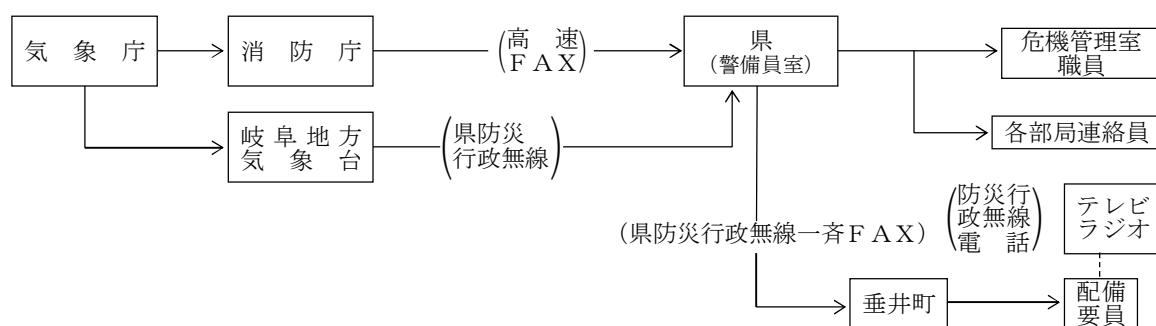
者等に伝達するものとする。

(2) 東海地震に関連する情報の伝達経路

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



第3節 → 第3項 広報対策

町は、東海地震予知情報等が発せられた場合、東海地震予知情報等の周知不徹底あるいは、突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速かつ的確な広報を実施するものとする。

1 警戒宣言時対策

町は、居住者等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、居住者等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して表現するものとする。

(1) 広報の内容

- ア 東海地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予想
- イ 住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
- ウ 住民は、水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- エ 自動車による移動を自粛すること。
- オ 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。
- カ 電話の使用は自粛すること。
- キ 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すること。
- ク 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すること。

(2) 広報の手段

- ア 町ホームページ
- イ 町防災行政無線及びアマチュア無線
- ウ 広報車の巡回等
- エ 報道機関への情報提供
- オ 自主防災組織、自衛消防組織等
- カ 電子メール

外国人等、特に配慮を要する者に対する情報伝達については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行うものとする。

また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮するものとする。

(3) 問い合わせ窓口

町は、居住者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、東海地震注意情報発表時点から実施することとし、併せて東海地震注意情報

の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報するものとする。

第3節 → 第4項 事前避難対策

警戒宣言が発せられた場合、急傾斜地崩壊危険地域、地すべり危険地域等の居住者等の人命の安全を確保するため、町は、避難の勧告、指示の検討を行い、必要があるときは、自治会等と連携し、警察の協力を得て迅速、かつ的確な避難対策を実施するものとする。

1 事前避難の実施

町は、警戒宣言が発せられたときは、必要に応じ次の内容を明示して避難の勧告又は指示を行うものとする。

- (1) 避難対象地区
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

2 避難所における措置

町は、避難所の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し次の措置をとるように努めるものとする。

- (1) 東海地震予知情報等の伝達
- (2) 警戒宣言発令時対策実施状況の周知
- (3) 飲料水、食料、寝具等の供与
- (4) 収容施設の秩序維持
- (5) その他避難生活に必要な措置

3 事前避難体制の確立等

警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努めるものとする。

- (1) 避難に当たっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であることを前提に避難体制の確立を図るものとする。
- (2) 避難対象地区を単位にあらかじめ把握した要配慮者の避難は、自治会、自主防災組織等の協力のもと実施するものとする。

また、外国人、出張者、旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施するものとする。

- (3) 避難対象地区的居住者等が避難地まで避難するための方法は、徒歩によるものとする。ただし、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区的居住者等については、

地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

(4) 避難対象地区以外の居住者等の対応

ア 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておくものとする。

イ 警戒宣言発令時に各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底するものとする。

4 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、強化地域か否かに関係なく、確実に実施されることが必要である。

(1) 学校等

各学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や児童又は生徒の保護者への引渡し等安全確保措置を行うものとする。

(2) 要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の必要に応じた事前避難の措置又は検討若しくは準備を行うものとする。

(3) 災害時危険地域居住者等

町は、災害時危険地域居住者等の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行うものとする。

第3節 → 第5項 消防・水防対策

町及び不破消防組合は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護するため、次の対策を実施するものとする。

1 消防対策

警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混亂の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。

- (1) 地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること。
- (2) 火災の防除のための警戒をすること、並びに必要な機関へ情報を伝達すること。
- (3) 火災発生の防止及び初期消火について居住者等へ広報すること。
- (4) 自主防災組織等の活動に対して指導すること。
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対して指導すること。
- (6) その他必要な措置。

2 水害予防

警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること。
- (2) 気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒をすること、並びに必要な機関へ情報を伝達すること。
- (3) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備体制をとるものとする。
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充を行うとともに、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にし、不測の事態に備えるものとする。

3 警戒宣言前からの準備的行動

東海地震注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施するものとする。

第3節 → 第6項 交通対策

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り交通の混乱を防止するため、道路の交通規制、鉄道の運行制限を実施するものとする。

1 警戒宣言時対策

(1) 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるものとする。また、住民に対し、町防災行政無線等で広報するとともに、必要に応じて報道機関に広報を依頼するものとする。

(2) 車両の交通規制

交通の混乱を防止するとともに、交通安全と円滑な避難を図るため交通規制の必要がある場合は、警察に要請する。また、住民に対して、強化地域への車両の流入の制限を図るものとする。

(3) 応急復旧資機材等の準備

道路の損壊等が予想される場合、応急復旧用資機材の在庫把握及び建設業者等に対して応急復旧の出動準備を要請するものとする。

(4) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(ア) 警戒宣言が発せられたときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーを付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両は使用しないこと。

2 鉄道の運行制限

東海旅客鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合の鉄道機関の列車運行は直ちに中止し、原則として旅客を列車内又は駅舎内で収容するものとする。

3 警戒宣言前からの準備的行動

(1) 道路に係る対策

町、県、警察及び道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、住民に不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

(2) 鉄道に係る対策

町は、警戒宣言前の段階から鉄道の利用を控えるよう住民に広報するものとする。

第3節 → 第7項 緊急輸送対策

町は、警戒宣言が発せられた場合、発災後に備えて所有する車両を準備し、車両が不足する場合は必要に応じて運送関係業者に対し車両の準備を要請する等、緊急輸送車両の確保を図り、緊急輸送が実施できるよう備えるものとする。緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲を定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図るものとする。

1 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両の確認は、一般対策計画第3章第3節第1項「道路交通対策」を準用する。

2 緊急輸送道路

緊急輸送道路は次のとおり県が指定する。警察は、緊急輸送道路のうち、21号について、優先確保するものとする。

(1) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路。

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路。

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路。

3 ヘリコプター離着陸場の確保

町は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所・避難場所を除く。）を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

4 輸送手段の確保

町は、所有する車両等の準備又は調達を行うが、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼するものとする。

5 警戒宣言前からの準備的行動

町は、警戒宣言時の緊急輸送対策を円滑に実施するため、警戒宣言前から車両の確保、及び各関係機関に体制の確認、また警察機関に対し、交通規制の準備を要請するなどの準備行動を実施するものとする。

第3節 → 第8項 物資等の確保対策

町は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保を図るほか、発災に備えて予想される罹災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体を通じ、又は直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行うものとする。

1 食料の確保体制

町は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保を図るほか、地震の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡を取り、食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図るものとする。

2 関係指定地方行政機関の協力

- (1) 育児用粉乳、おにぎり・弁当・缶詰等応急食品…東海農政局
- (2) 生活必需物資…中部経済産業局
- (3) 災害復旧用木材…中部森林管理局

第3節 → 第9項 保健衛生対策

町は、医療機関及び保健所の協力のもとに、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずるものとする。

1 医療

(1) 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、対策の措置をとるものとする。

ア 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図るものとする。

イ 病院（診療所）の防災処置

医療機関の長は、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び諸出火防止対策を実施するものとする。

ウ 入院患者の安全対策

エ 外来診療

外来診療については、救急患者を除き中止するものとする。

オ 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行うものとする。

また、医師をはじめ職員についてもあらかじめ定められた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図るものとする。

(2) 医薬品等の確保

町では、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の円滑な確保を図るため、町内及び近隣市町村の主な販売業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

2 清掃

警戒宣言が発せられた場合、住民部は、処理活動に必要な清掃班の編成及び必要資機材等の整備点検を行い、活動体制を整えるものとする。また、指定された避難地に仮設トイレが設置できるよう資機材の調達準備を行うものとする。

3 防疫

町は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに防疫活動に必要な車両の確保準備を行うものとする。

4 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の医療救護対策が円滑に実施されるよう、医薬品及び衛生材料並びに医療用具の流通在庫の把握、警戒宣言前から救護所の開設準備を行うものとする。

第3節 → 第10項 生活関連施設対策

水道、電気、通信及び金融に関する事業を営む機関並びにその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整えるものとする。

1 水道

(1) 警戒宣言時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて各所における緊急貯水が必要であり、町は、発災後の断水に備えて居住者等が行う貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保するものとする。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

町は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し、出動準備を要請するものとする。

イ 応急給水

町は、発災後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池又は配水池が満水となるよう運転管理するものとする。

ウ 給水資機材

町は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため、車載用給水タンク、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水班の出動体制を整えるものとする。

2 電気

中部電力株式会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要によっては他の電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

また、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請するものとする。

3 公衆電気通信

西日本電信電話株式会社は、通信の途絶となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用ブロードバンド伝言板「web 171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

発災により通信が途絶した場合に早急に通信の復旧を図るため、可搬式無線機を配備しておくほ

地震対策計画（第5章 第3節 第10項）

か、長期停電に備えて予備発動発電機、携帯用発動発電機及び移動用電源車を配備し、電源の確保を図るものとする。

また、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者等に対し、出動準備を要請するものとする。

4 報道

報道機関は、東海地震に関連する情報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した報道体制の整備、民心の安定及び混乱の防止を図るものとする。また、住民等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼びかけるとともに、住民等が防災活動をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。

5 金融

(1) 金融機関の営業確保

ア 金融機関の営業については、原則として、平常どおり行う。

なお、やむを得ず、業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻業務については、できるだけ継続するものとする。

イ 強化地域内に所在する金融機関店舗に対する手形交換業務については停止する。

(2) 金融機関の防災体制

ア 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ 災害発生による被害の軽減及び発生後の円滑な遂行を確保するため、金融機関に危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとるものとする。

(3) 顧客への周知徹底

ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨を掲示する。

イ (1)のアのなお書き及び同イの措置については、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示する。

6 保険会社・証券会社

強化地域外の保険会社・証券会社は原則として、平常どおり営業するものとする。

7 郵政事業対策

強化地域外の郵便局は原則として、平常どおり業務の取扱いを行うものとする。

8 警戒宣言前からの準備的行動

町は、配水池等での飲料水確保体制を確認し、応急給水の準備を行うものとする。

各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動体制の確保等、応急復旧体制の準備を行うものとする。

第3節 → 第11項 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

1 警戒宣言時対策

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、町内の帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、具体的な交通規制の実施や鉄道の運行停止を踏まえて対策を講じておく必要がある。

- (1) 県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者及び滞留旅客に対して具体的な避難誘導、保護並びに食料のあっせんを行い、町が実施する活動と連携するとともに、必要に応じた市町村間の調整を行うものとする。
- (2) 町は、帰宅困難者及び滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

- (1) 町、各公共交通機関は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。
- (2) 町、各公共交通機関は、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。
- (3) 県は警戒宣言時の公共交通機関の運行状況に関する広報を行う。

第3節 → 第12項 公共施設対策

1 道路

道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合、人命の安全と交通の混乱を防止するため、警察機関と連携のもとに、道路管理上必要な措置をとるとともに応急復旧用の資機材の在庫把握及び建設業者等に応急復旧の出動準備を要請するものとする。

2 河川

河川管理者は、警戒宣言が発せられた場合、他の河川管理者と連携のもとに、必要に応じて応急復旧に必要な資機材及び水防資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行うとともに、建設業者等の応急復旧の出動準備を要請するものとする。

3 下水道

町は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施するものとする。

(1) 災害対応組織の編成

- ア 職員の招集（自主参集）
- イ 役割分担の再確認
- ウ 関係機関との情報交換（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道等及び県下市町村下水道管理者）

(2) 管渠

- ア 地震発生後の調査及び緊急措置のため資材の確保
- イ 調査用機材及び応急用機材の点検

(3) 処理場・ポンプ場

- ア 点検箇所：機械設備
 - (ア) 火災及び爆発のおそれのある設備（ガスホルダー、燃料貯蔵タンク、焼却炉等）
 - (イ) 効率を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等）
- イ 点検箇所：電気設備
 - (ア) 中央監視設備（電気設備の稼働状況）
 - (イ) 火災のおそれのある設備（受変電設備）
 - (ウ) 漏洩等による火傷のおそれのある設備（制御電源設備）
 - (エ) 防災設備（防災設備、非常用通信設備）

4 治山施設

町は県と連携を図り、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生のおそれのある箇所の把握に努め、被災防止措置を講ずるものとする。

5 庁舎等重要公共施設

庁舎等重要公共施設の管理者は、災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすことになるので、その機能を果たすため、概ね次の措置を講ずるものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備態勢をとるよう要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- (2) 無線通信機器等通信手段の整備点検
- (3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- (4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- (5) その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- (6) 飲料水の緊急貯水
- (7) エレベーターの運行中止措置
- (8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
- (9) 消防設備の点検

6 その他の公共施設

その他の公共施設について、その管理者は、必要に応じてそれぞれ緊急点検、巡視等を実施するほか被災防止措置を講ずるものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備態勢をとるよう要請するものとする。

7 工事中の建築物その他工作物又は施設

- (1) 工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、その管理者は必要に応じて工事の中止等の措置を講ずるものとする。
- (2) 特別の必要により、補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全に配慮するものとする。
- (3) 倒壊等により、近隣の住家等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対し注意を促すとともに、町に通報するものとする。

8 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達体制を整えるとともに、工事業者の出動体制を確認するものとする。

第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県及び防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民に対する教育

町は、住民等に対する教育を実施するとともに、県に対して町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を要請するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒に対する教育

- (1) 学校では、各学校の安全計画に基づき、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図るものとする。
- (2) 防災教育の実施に当たっては、地域の自然環境や過去の災害及び防災体制の仕組みなどを理解させるとともに、災害時の対応力を育むことに留意するものとする。

また、県教育委員会が作成した防災関係指導資料、国が作成する防災教育用副読本等の各種啓発資料等を活用するものとする。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

町及び防災関係機関は、危険物を有する施設、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努めるものとする。

特に地震発生時における出火防止、初期消火、避難誘導等に対処できる自主防災体制の強化を促進するものとする。

5 自動車運転者に対する教育

地震発生時において、運転者として適正な行動がとれるよう、交通安全協会等関係団体等を通じて、交通規制の内容、運転者のとるべき措置等の周知に努めるものとする。

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は計画的に行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化
- (2) 避難地の整備
- (3) 避難路の整備
- (4) 消防用施設の整備等
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備

第6章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総則

第1項 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、町内における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第1節 第2項 防災に関する組織

一般対策計画第1章第3節「防災に関する組織」を準用する。

第1節 第3項 南海トラフ地震防災対策推進地域

岐阜県における南海トラフ地震防災対策推進地域は、次のとおり19市20町村が指定されている。

岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、郡上市、下呂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
-----	--

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

町は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに町本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2節 第2項 災害対策本部等の組織及び運営

地震対策計画第3章第1節「応急体制」を準用する。

第2節 第3項 災害応急対策要員の参集

地震対策計画第3章第1節第1項「2 町の体制（動員基準）」を準用する。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

地震対策計画第3章第3節第1項「地震災害情報の収集・伝達」を準用する。

2 生活関連施設対策

一般対策計画第3章第7節「公共施設の応急対策」を準用する。

3 施設の緊急点検・巡視

一般対策計画第3章第7節「公共施設の応急対策」を準用する。

4 二次災害の防止

一般対策計画第3章第5節第3項「消防・救急・救助活動」を準用する。

5 救助・救急・医療救護

一般対策計画第3章第6節第7項「医療、救護活動」、

一般対策計画第3章第6節第8項「救助活動」を準用する。

6 交通対策

一般対策計画第3章第3節第1項「道路交通対策」を準用する。

7 物資調達

一般対策計画第3章第6節第3項「食料供給活動」、一般対策計画第3章第6節第4項「給水活動」、及び一般対策計画第3章第6節第5項「生活必需品供給計画」を準用する。

8 緊急輸送活動

一般対策計画第3章第3節第1項「道路交通対策」及び一般対策計画第3章第3節第2項「輸送手段の確保」を準用する。

9 保健衛生・防疫活動

一般対策計画第3章第6節第11項「遺体の搜索・取り扱い・埋葬」、一般対策計画第3章第6節第12項「防疫活動」、一般対策計画第3章第6節第13項「保健活動・精神保健」及び一般対策計画第3章第6節第14項「清掃計画」を準用する。

第3節 → 第2項 資機材、人員等の配備手配

防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備と必要な人員の配置を行うものとする。

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。また、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出の要請を行うものとする。
- (2) 町は、県に対して居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができるものとする。

2 人員の配置

災害応急対策を実施していくために必要な要員を確保するため、奉仕団の受入れ、作業員の雇用等についての確保体制を整備するものとする。

第3節 → 第3項 他機関に対する応援要請

一般対策計画第3章第2節第1項「防災機関協力計画」、第4項「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3節 → 第4項 要配慮者、帰宅困難者に対する対策

一般対策計画第3章第6節第17項「要配慮者・避難行動要支援者対策」、

地震対策計画第5章第3節第11項「帰宅困難者、滞留旅客に対する措置」を準用する。

第3節 → 第5項 文教対策

一般対策計画第2章第9節「文教対策」を準用する。

第4節 → 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震対策計画第5章第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」を準用する。

第5節 防災訓練

一般対策計画第2章第11節「防災訓練」を準用する。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。その他必要な事項は、一般対策計画第2章第10節「防災思想・防災知識の普及」を準用する。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震等に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震等に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活の運営に関する知識

- (9) 住民が実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章